

新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養に係る宿泊施設の募集について

東京都内においては、現在、新型コロナウイルス感染症により入院を要する患者が増加し、症状の重い患者や重症化するおそれの高い方を受け入れるための病床が不足することが危惧されています。

こうした状況から、国は、重症な患者等を受け入れる入院病床を確保するため、症状がない又は軽症な患者については、周囲への感染防止に注意しながら自宅や宿泊施設等で療養いただき、健康観察を行うことができるとしています。

これを受け、都では、症状がない、症状が軽快するなど入院治療が必要ない方々（以下、軽症者等という）の療養に備え、宿泊施設の確保を進めるため、協力いただける事業者の皆様を募集いたします。詳細については下記のとおりです。

1 宿泊施設の要件

- ・都内に所在地を有すること。
- ・1棟（200室以上が望ましい）の物件でご協力いただけること。（※複数棟も可）
- ・各居室には、トイレ、入浴設備、手洗設備、冷暖房設備が設置されていること。

2 運営上の留意点

医療スタッフの配置等医療体制に係る運営業務は都側が行うため、現状、直接、軽症者等と接触する業務は想定しておりません。

3 借り上げ料：

※建物（棟）単位で利用する場合の相当額を支払うこととします。

具体的な金額は、都と事業者において別途協議の上決定することとします。

4 受入期間：※おおむね6月末まで。

（感染の状況により、期間の延長をさせていただく場合もございます。）

5 受付期間：令和2年4月14日（火）～20日（月）

6 応募方法

次のメールアドレスに別添、様式に必要事項を記載の上、送付してください。

※ 現在、電話での質問は受け付けておりません。

お手数ですが、メールでの問い合わせをお願いいたします。

【送付先】総務局総務部企画計理課 S0030208@section.metro.tokyo.jp

※1度に送付できる容量は3MBまでです。

①事業者名、担当者名、連絡先（電話番号・メールアドレス）

②提供可能な宿泊施設の所在地、棟数と各棟の居室数

※複数の建物（棟）の利用が可能な場合は、すべての建物（棟）についてお送りください。

※宿泊施設のフロア配置などが分かるパンフレット等もありましたらお送りください。

③提供可能開始時期

④提案事項（提供可能な業務）＊

<＊例示>

- ・受け入れ可能な期間（R2.4.○～R2.6.○）、宿泊費用（1部屋単価△△△△円、提供部屋数×××室）、1部屋○○㎡
- ・食事（お弁当）の提供、リネンの洗濯・取替え、居室の清掃・消毒、廃棄物の処理などについて対応可能です。
- ・病院から施設までバスで送迎が可能です。
- ・空調の調整や館内放送などの対応が可能です。
- ・宿泊者とスタッフとの動線を分離し、食事や生活用品の受渡しも、直接対面しない方法をとることが可能です。
- ・Wi-Fi等インターネット環境が整備されています。
- ・当施設の従業員の手配や食事の提供や消毒などの業務は対応できかねます。

※可能な限りより多くの居室提供が可能で、事業者様スタッフなどによるサポートが得られる施設から順次、ご協力を要請します。

その他の事項については、個別に調整させていただきます。

<参考>

- （厚生労働省）新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル
<https://www.mhlw.go.jp/content/000618526.pdf>

【問い合わせ先】

東京都総務局総務部企画計理課企画担当 03-5388-2206

別添

軽症者等の宿泊療養にかかる宿泊施設 申込フォーム

①	事業者名	
②	担当者名	
③	電話番号	
④	メールアドレス	
⑤	宿泊施設の名称	
⑥	URL	
⑦	宿泊施設の所在地	
⑧	棟数と各棟の居室数	
⑨	提供可能開始時期	
⑩	提供可能期間	

提案内容

<参考>宿泊費用（1部屋単価、提供部屋数）、食事提供、リネン交換、居室清掃・消毒、廃棄物処理、WIFI環境、宿泊者送迎用のバス等の提供、立ち入り禁止区域の取り扱い、施設内空調、建物維持管理（電気系統、館内放送設備、警備含む）の対応、マスコミ対応ほか

--